

平成23年5月11日  
国自旅第 58号

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

東日本大震災の発生を踏まえた一般貸切旅客自動車運送事業の臨時の営業区域の  
設定に伴う事業計画の変更認可申請の当面の取扱いについて

標記については、平成23年3月18日付け国自旅第227号及び同年4月1日付け  
国自旅第19号の2により、輸送を要請する文書の有無を問わず、被災地からの避難、  
被災地への支援、その他これに準ずる目的のための輸送要請があった場合は、臨時の営  
業区域を設定できることとし、事後も含めて申請手続は不要とすることとしてきたとこ  
ろであるが、震災後2か月を経過することなどを踏まえ、5月11日以降の臨時の営業  
区域の設定については、事業計画の変更の認可申請を行わせることとし、その取扱いに  
ついては、当面の措置として、本年9月30日までの間、下記のとおり弾力的に取り扱  
うこととしたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、社団法人日本バス協会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

#### 記

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者から臨時の営業区域の設定に係る事業計画の変更の  
認可申請があった場合には、以下のとおり審査を行い、速やかに認可するものとする。

なお、本件に係る事業計画の変更認可は、原則として、申請事業者の主たる事務所  
の所在地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が行うものとする。

① 国、地方公共団体、大学、学生団体、ボランティア団体等から、被災地への支援  
活動や復旧・復興活動に係る輸送に関し、文書による輸送要請があること等臨時の  
営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在すること。

#### （審査事項）

申請事業者への輸送要請文書において、輸送の目的（例、被災地におけるボランテ  
ィア活動の参加者の輸送）及び日程（バスの使用日及び輸送区間等）が明記されてお  
り、臨時の営業区域の設定を行うに当たり正当であると認められる事由が存在する  
こと。

② 運送する期間が限定されていること。

#### （審査事項）

要請文書で明記されている期間を大幅には超えない期間が明記されていること。  
但し、本年9月末日までの期間に限る。



- ③ 適切な運行管理・整備管理を行う上で必要となる事業用自動車の保管場所及び運転手の休憩・仮眠・睡眠施設を確保する計画を有していること。

(審査事項)

当該計画が申請書に記載され、適当であると認められること。

- ④ 法令遵守の点で問題がないこと。

(審査事項)

「一般貸切旅客自動車運送事業者の許可及び事業計画変更認可の処理について」(平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号)別紙2(2)のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

2. なお、認可に当たっては、以下の点について事業者を指導されたい。

- (1) 労働関係法令の遵守を徹底すること。
- (2) 監査を行う場合に臨時の営業区域に係る輸送と通常の輸送とを区別できるようにするため、①輸送依頼元、②輸送日時、③輸送目的、④輸送経路を記録し、輸送の日から1年間保存するものとする。